

教育大綱について

1 教育大綱とは

地方公共団体の長が、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの。

なお、文部科学省からは、「地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと」と通知がされている（平成26年7月17日通知）。

2 現在の日進市教育大綱（別添）について

本市では、「平成27年度第1回総合教育会議（平成27年5月7日開催）」において、平成25年4月に日進市教育委員会が策定した「日進市教育振興基本計画」のうち、第2章に掲げる基本理念及び第3章に掲げる基本目標部分をもって大綱に代えることを決定しました。

3 教育大綱の見直しについて

日進市教育振興基本計画の計画期間が、令和3年3月31日までとなっていることから、新たな計画が策定される予定です。それに伴い、教育大綱につきましても、今年度中に見直しを行います。

4 今後のスケジュール

見直しを行った教育大綱（案）を諮らせていただくために、令和3年3月下旬ごろにもう一度総合教育会議を開催する予定です。